



日本株225・米ドルコース

追加型投信／国内／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2025年5月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 14兆539億円(2025年5月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年12回 (毎月)	日本	ファンド・ オブ・ファンズ

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月22日に関東財務局長に提出しており、2025年7月23日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とするとともに、為替取引を行うことで信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として日経平均株価（日経225）の構成銘柄を実質的な投資対象とします。

- 当ファンドは、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ジャパン・ストック225・ファンド」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 外国投資信託証券における株式への投資にあたっては、日経平均株価（日経225）の値動きを概ね捉えることを目指します。
 - ※効率的な運用を行うために日経平均株価指数先物取引やETF等を活用する場合があります。
 - ※資金の流出入や売買コスト・タイミングなどにより、日経平均株価（日経225）の値動きから大きく乖離する場合があります。



日経平均株価（日経225）とは

株式会社日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証プライム市場上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されています。

2 円売り、米ドル買いの為替取引を行います。

- 投資を行う外国投資信託証券においては、わが国の株式に投資を行うとともに、円売り、米ドル買いの為替取引を行います。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。
 - ※詳しくは、後掲「為替取引によるプレミアム／コストについて」をご参照ください。

3

毎月の決算時に分配を目指します。

- 決算日は毎月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

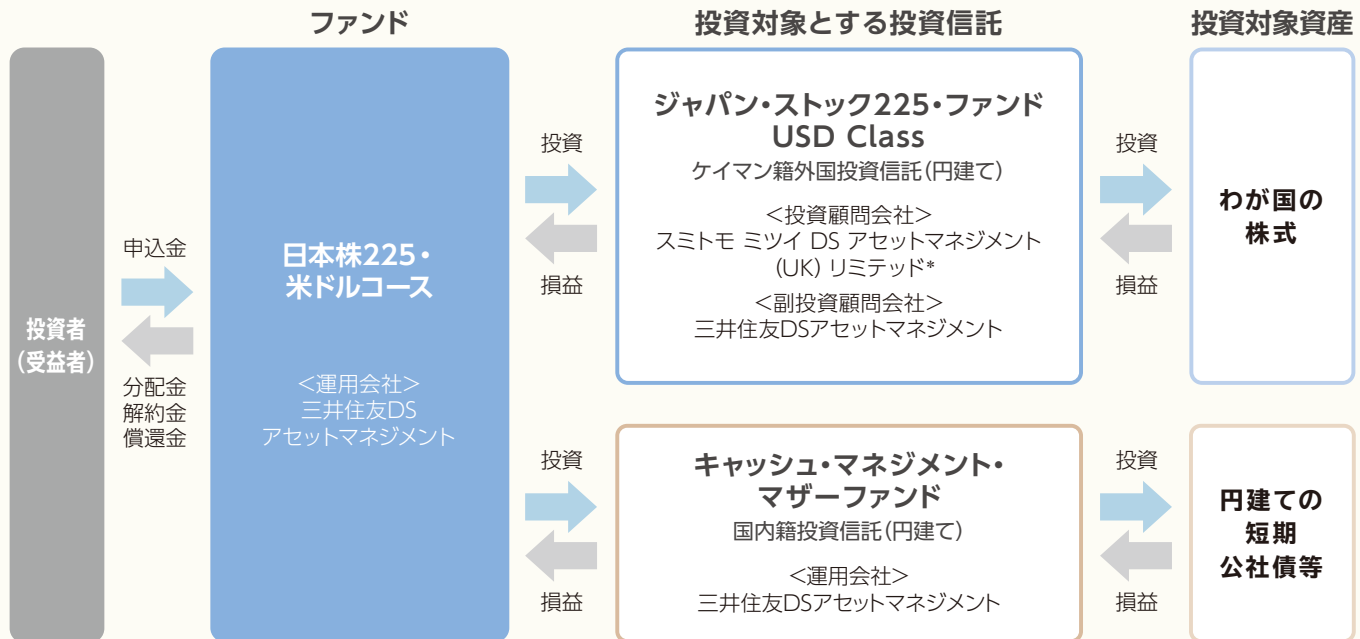
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

日経平均株価に関する著作権、ならびに「日経」および「日経平均」の表示に関する知的財産権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。また、日本経済新聞社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（UK）リミテッドは、三井住友DSアセットマネジメント（委託会社）に日本株の運用を一任します。同社は委託会社の子会社（100%出資）です。

※「日本株225・ファンド USD Class」の組入比率を原則として、高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、わが国の株式となります。

※「日本株225・ファンド USD Class」において、原則として保有する円建て資産に対し、円売り、米ドル買いの為替取引を行います。

外国投資信託証券の運用について

〔スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドの概要〕

設 立	1982年8月25日
運 用 チーム	運用専門職は2名 平均運用経験年数は22年
拠 点	英国
運用資産残高	約9,597億円

(注) 2025年4月末現在

(出所) スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドの情報を基に委託会社作成

〔日本株式の運用プロセス〕

- 日本株式の運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドからの一任を受け、三井住友DSアセットマネジメントが行います。

日経平均株価(日経225) 構成銘柄

原則、完全法により組入銘柄・株数を決定

- 日経平均株価(日経225)の構成銘柄のすべてに投資

ポートフォリオの構築

日経平均株価(日経225)との乖離をチェック

- 資本異動
- キャッシュポジション管理

ポートフォリオの運用

パフォーマンスおよびポートフォリオ特性の定期的なチェック



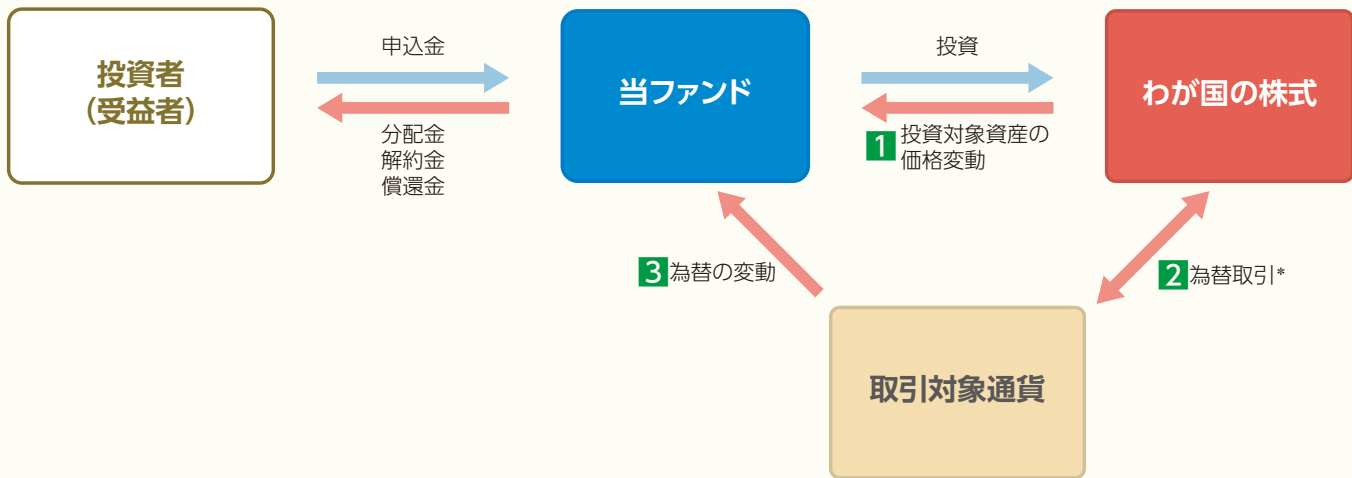
完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。すべての銘柄へ投資する必要があるため、信用不安が懸念される銘柄も原則として組み入れる点にも留意する必要があります。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

■当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された通貨選択型の投資信託です。



*取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生しますのでご注意ください。

■当ファンドの収益の源泉は、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

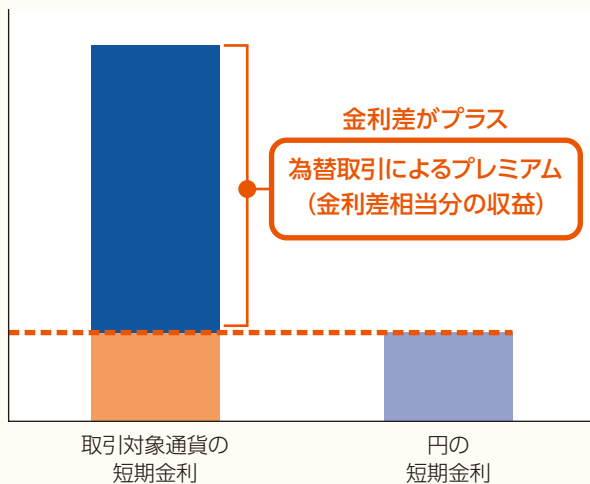
収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
Ⅱ 1 わが国の株式の配当収入、 値上がり／値下がり	株価上昇 企業利益の増加 財務状況の改善 など	株価下落 企業利益の減少 財務状況の悪化 など
+ 2 為替取引による プレミアム／コスト	プレミアム (金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利	コスト (金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利
+ 3 為替差益／差損	為替差益の発生 取引対象通貨に 対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に 対して円高

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

為替取引によるプレミアム／コストについて

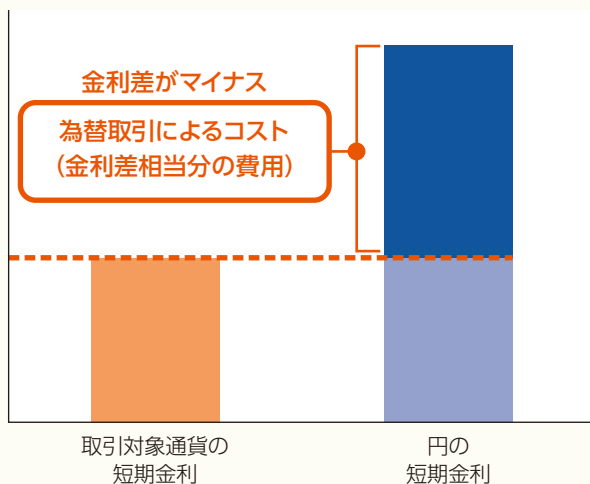
▶ 為替取引を活用した収益機会のイメージ

[取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利の場合]



■一般的に、円を売って円より高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円を売って円より低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

[取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利の場合]



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

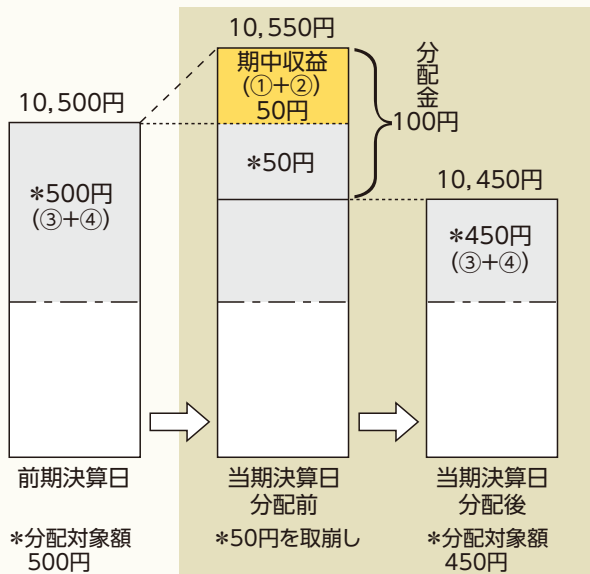
ファンドで分配金が支払われるイメージ



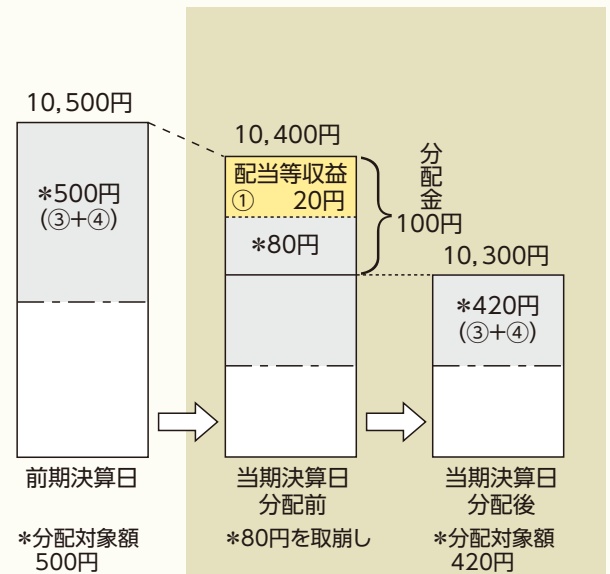
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

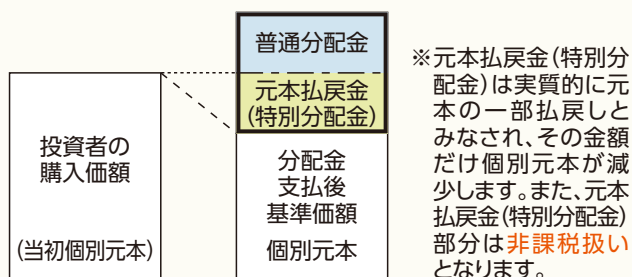


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

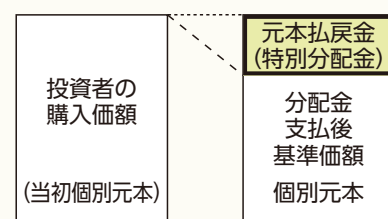
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年5月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ ジャパン・ストック225・ファンド USD Class

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)						
主 要 投 資 対 象	日本企業の株式を主要投資対象とします。また、為替取引を活用します。						
運用の基本方針	- 日経平均株価(日経225)の構成銘柄を主要投資対象とします。 - 株式への投資にあたっては、日経平均株価(日経225)の値動きを概ね捉えることを目指します。 - 効率的な運用を行うために日経平均株価指数先物取引やETF等を活用する場合があります。 - 資金の流入や売買コスト・タイミングなどにより、日経平均株価(日経225)の値動きから大きく乖離する場合があります。 - 原則として保有する円建て資産に対し、円売り、取引対象通貨(米ドル)買いの為替取引を行います。 - 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。						
主 な 投 資 制 限	- 円建て以外の資産への投資は行いません。 - デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 - 非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。						
分 配 方 針	原則として、毎月分配を行う方針です。						
運用管理費用	純資産総額に対して <table> <tr> <td>運用報酬</td><td>年0.14%</td></tr> <tr> <td>管理報酬等</td><td>年0.03%程度(最低年40,000米ドル程度)</td></tr> <tr> <td>名義書換代行費用</td><td>年0.01%</td></tr> </table> ※上記のほか、受託会社報酬(年10,000米ドル)、管理および保管に要する費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。	運用報酬	年0.14%	管理報酬等	年0.03%程度(最低年40,000米ドル程度)	名義書換代行費用	年0.01%
運用報酬	年0.14%						
管理報酬等	年0.03%程度(最低年40,000米ドル程度)						
名義書換代行費用	年0.01%						
その他の費用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。						
申 込 手 数 料	ありません。						
投 資 顧 問 会 社	スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッド						
副投資顧問会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社(日本株の運用)						
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。						

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	本邦貨建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主 な 投 資 制 限	- 株式への投資は行いません。 - 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



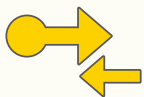
信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

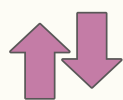
ファンドは投資する投資信託証券を通じて、実質的に円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受けます。取引対象通貨が対円で下落する(円高となる)場合、基準価額が下落することがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利よりも低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上に為替取引によるコストがかかる場合があります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

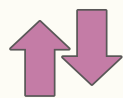
ファンドの基準価額と日経平均株価（日経225）との主な乖離要因

実質的な株式への投資にあたっては、日経平均株価（日経225）の値動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。当ファンドでは為替取引を活用しますので、当ファンドの基準価額と日経平均株価（日経225）の値動きは乖離する可能性があります。当該為替要因を除いても、以下の要因等により、当ファンドの基準価額の動きは当該指数の動きから乖離する場合があります。

- 有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- 追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- 利用可能な指数先物と当該指数の動きに不一致が生じること
- 組入銘柄の配当金を受け取ること（当該指数は配当金を含まない指数です。）

外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券からわが国の株式へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。



投資信託に関する留意点

■ ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

■ 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■ リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

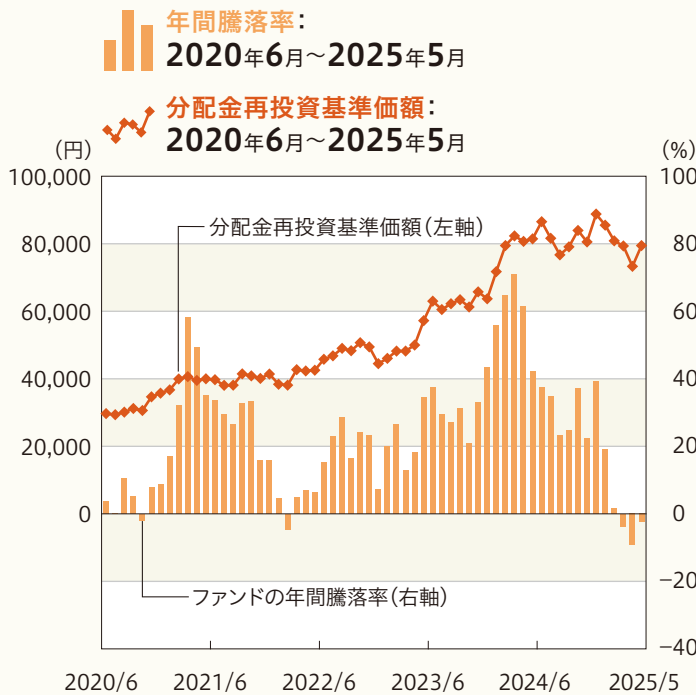
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■ コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

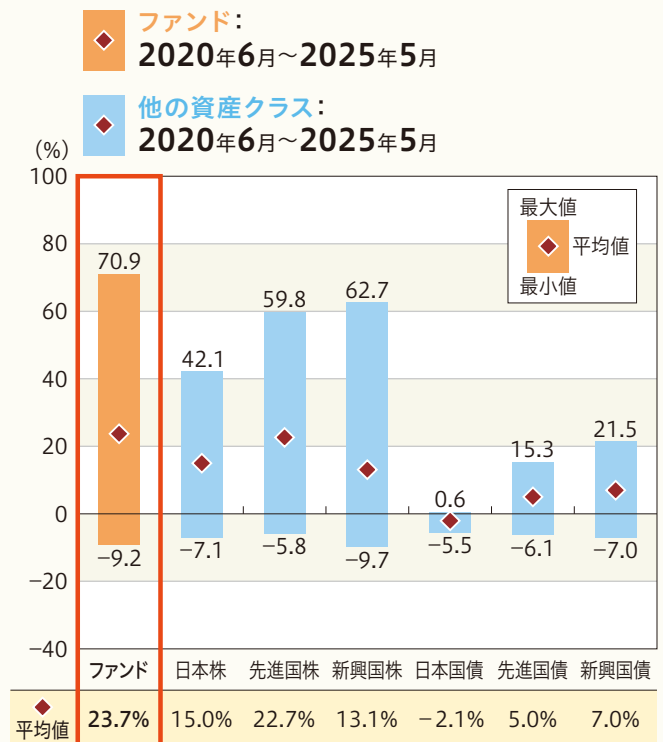
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

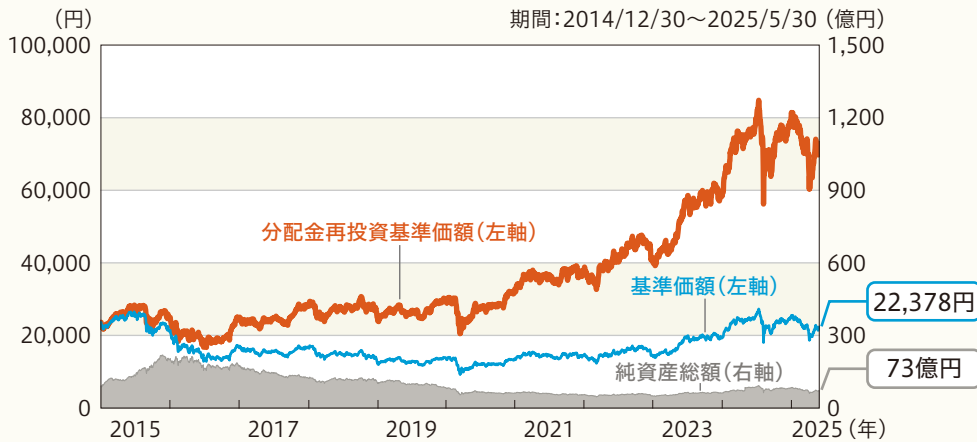
日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2025年5月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年 5月	100円
2025年 4月	100円
2025年 3月	100円
2025年 2月	100円
2025年 1月	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	21,200円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■ 日本株225・米ドルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.76
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.24
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Stock 225 Fund USD Class	97.76
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ ジャパン・ストック225・ファンド USD Class

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ジャパン・ストック225・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	10.1
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6.3
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	5.3
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.1
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2.6
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2.3
日本	株式	TDK	電気機器	2.1
日本	株式	信越化学工業	化学	2.0
日本	株式	中外製薬	医薬品	2.0
日本	株式	テルモ	精密機器	1.9

※比率は、ジャパン・ストック225・ファンドの組入株式の評価額合計に対する時価の比率です。

基準日:2025年5月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

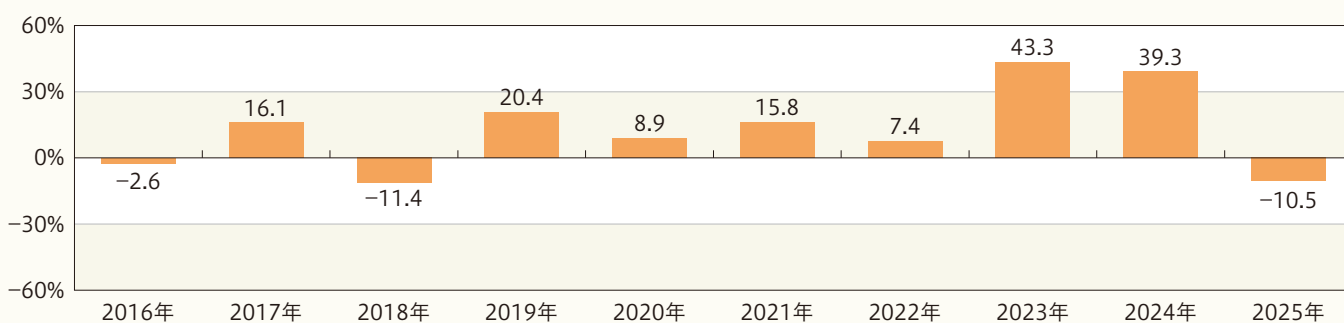
資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	50.99
特殊債券	日本	14.94
社債券	日本	3.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		30.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	18.21
日本	国債証券	1299国庫短期証券	0.000	2025/07/14	9.11
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	9.10
日本	国債証券	1302国庫短期証券	0.000	2025/07/28	7.29
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.28
日本	特殊債券	249 政保道路機構	0.484	2025/06/30	4.01
日本	特殊債券	74政保地方公共団	0.557	2025/07/15	3.65
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.64
日本	特殊債券	258 政保道路機構	0.386	2025/10/31	3.64
日本	社債券	31 沖縄電力	0.180	2025/06/25	1.82

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2025年7月23日から2026年1月22日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 ● 英国証券取引所の休業日 ● ロンドンの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分 配 金 受 取 り コ ー ス: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	2029年10月25日まで(2011年10月31日設定)
繰 上 償 還	当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が30億口を下回ることとなったとき ● 日経平均株価(日経225)が廃止された等の場合 ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「日225米」として掲載されます。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.0175% (税抜き0.925%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.45%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.45%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.025%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする 投資信託	年0.18%程度*												
実質的な 負担	ファンドの純資産総額に対して年1.1975% (税抜き1.105%) 程度* *投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。 上記の料率は、2025年5月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。												
その他の費用・ 手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年5月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年10月26日～2025年4月25日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.61%	1.02%	0.60%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。